日本海新聞　平成 26 年 9 月 23 日（火）　掲載

仕事の疑問 相談室 鳥取労働局

自賠責保険を使った場合でも労災請求できますか

Q　会社の車を運転して営業先に向かう途中、相手方車両の一時停止無視による正面衝突で、交通事故に遭いました。軽傷だったので、相手方の自賠責保険で治療を受けましたが、仕事中のけがなので労災請求はできるでしょうか。

A　労災保険は労働者の業務上の事由、または通勤による負傷・疾病・障害または死亡に対して所定の給付を行う制度です。通勤途中や仕事中に交通事故に遭ったり、営業先で一方的に暴力を受けて負傷する場合もあります。このような労災保険関係にある当事者（政府、事業主および労災保険の受給権者）以外の第三者による不法行為等（第三者が被災者等に対して損害賠償の義務があること）により被った場合の災害を「第三者行為災害」といい、通常の労災保険給付とは異なる一定の手続きや支給調整を行います。

自動車事故による「第三者行為災害」の場合の保険請求は、労災保険のほかに相手方車両加入の自賠責保険が あります。

自賠責保険も労災保険と同様に政府が所管する保険なので、どちらの保険請求を優先するのかは被災者等が自由に選べます。労災保険では保険給付と引き換えに被災者等が第三者に対して持っている損害賠償権を取得し、第三者等へ求償します。

相談のケースは自賠責保険を選択し、既に同一の事由による治療費損害の全額給付を受けているようなので、労災保険に重複請求することはできません。

詳しくは労働局または最寄りの労働基準監督署に問い合せてください。

鳥取労働局労働基準部労災補償課　電話　0857－29－1706